

---

2022(令和4)年民法改正に対する  
『2023-24解きまくり！民法Ⅱ』の  
対応について

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001112 240797

KL24079



## はじめに

近年、社会問題となっている児童虐待や無戸籍者問題などに対処するため、2022（令和4）年12月10日、「民法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第102号。以下「2022年民法改正」といいます）が成立し、同月16日に公布されました。

2022年民法改正は、親族法（民法第4編「親族」）を対象とし、その主な内容は、①懲戒権に関する規定等の見直し、②嫡出推定制度の見直し、③嫡出否認制度の見直し、④認知の無効の訴えの規律の見直しです。

これらのうち、①は公布日である2022（令和4）年12月16日から施行されましたが、②③④は、2024（令和6）年4月1日から施行されます。そのため、2024年度の公務員試験の民法では、同年3月までに実施される試験（国家総合職など）を除き、2022年民法改正も出題対象となります。

ところで、2024年度公務員試験の受験生に提供される講座（国家総合職試験を対象とする講座を除きます。以下「24年度向け講座」といいます）において使用するインプット用のテキスト（『Kマスター民法Ⅱ』（KU23018）など）では、テキスト制作時には2022年民法改正の施行時期は不明でしたが、2024年度の公務員試験の民法で出題対象になっても対応できるようにするため、改正前の規定の説明と改正後の規定の説明を併記することにしました。したがって、24年度向け講座のインプット用のテキストについては、2024年度の公務員試験に向けて、新たな対応をする必要は特にありません。

他方、24年度向け講座において使用するアウトプット用のテキストである『2023-24年合格目標 公務員試験 本気で合格！過去問解きまくり！ ①民法Ⅱ』（KD00751）（以下『23-24 解きまくり！民法Ⅱ』といいます）は、書名のとおり、2023年度公務員試験の受験生が使用することも想定して、2022年11月に発行されたため、2023年度の公務員試験の民法で出題対象になっていない2022年民法改正には対応していません。したがって、『23-24 解きまくり！民法Ⅱ』については、2024年度の公務員試験に向けて、2022年改正民法に対応する必要があります。

本冊子は、2022年民法改正に対する『23-24 解きまくり！民法Ⅱ』の対応をまとめたものです。

本冊子における対応は、次の2点です。

第1に、『23-24 解きまくり！民法Ⅱ』のうち、「第6編 親族・相続／第1

章 親族法／SECTION③ 親子」のインプット部分の「1 嫡出子・非嫡出子」と「2 認知」（642～643 頁）については、2022 年民法改正に対応するために大幅に修正する必要があります。もっとも、25 年度向け講座において使用するアウトプット用のテキストである『24-25 解きまくり！民法Ⅱ』（KD00776）がすでに 2023 年 11 月に発行されており、同書では 2022 年民法改正に対応しています。そこで、本冊子に『24-25 解きまくり！民法Ⅱ』の上記インプット部分（632～635 頁）を掲載することによって、『23-24 解きまくり！民法Ⅱ』の対応とすることにしました。

第 2 に、『23-24 解きまくり！民法Ⅱ』に掲載されている過去問についても、2022 年民法改正に対応するために、問題文の修正（改題）および解説の修正をする必要がある問題が数問存在します。これらの問題については、訂正表の形で、どのような修正をすればいいのかを示すことにしました。また、『23-24 解きまくり！民法Ⅱ』のインプット部分については、上記以外にも、2022 年民法改正に対応するために部分的な修正を必要とする箇所がありました。そこで、このようなインプット部分の部分的な修正については、過去問の修正と同様、訂正表の形で対応することにしました。

受講生の皆様におかれましては、本冊子を活用して、2022 年民法改正に対応していただきたいと存じます。

最後に、受講生の皆様が合格を勝ち取り、公務員としてご活躍されることを心より祈念いたします。

2024 年 3 月 吉日

株式会社 東京リーガルマインド  
LEC 総合研究所 公務員試験部

## 第1章 SECTION ③ 親族法 親子

### 1 法律上の親子関係

法律上の親子関係には、自然的血縁関係を基礎とする**実親子関係**と、自然的血縁関係を基礎としない（養子縁組によって成立する）**養親子関係**があります。実子には、婚姻関係にある男女から生まれた**嫡出子**と、婚姻関係にない男女から生まれた**非嫡出子**があります。養子には、実方との親族関係が終了しない**普通養子**と、実方との親族関係が終了する**特別養子**があります。

### 2 嫡出子

#### (1) 親子関係の成立

嫡出子とは、**婚姻関係にある男女から生まれた子**をいいます。

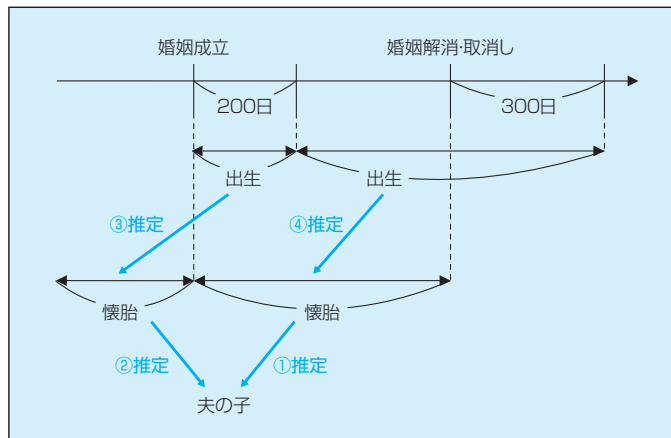
母との関係（母子関係）は、分娩（出産）の事実により当然に発生します。

これに対して、父との関係（父子関係）には明白な事実が存在しないため、民法は、婚姻関係を基礎として、父子関係を推定する**嫡出推定**制度を用意しています。

#### (2) 嫡出推定

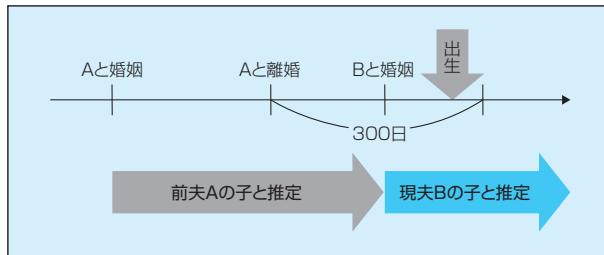
①妻が**婚姻中に懐胎**した子、および、②妻が**婚姻前に懐胎**し、**婚姻成立後に生まれた子**は、当該婚姻における**夫の子（＝嫡出子）と推定**されます（772条1項）。

しかし、いつ懐胎したかは容易にはわからないので、民法は、③**婚姻成立の日から200日以内**に生まれた子は、**婚姻前に懐胎**したものと推定し、④**婚姻成立の日から200日経過後**、または**婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内**に生まれた子は、**婚姻中に懐胎**したものと推定しています（同条2項）。



# INPUT

さらに、女性が子の懐胎時から出生時までの間に**2回以上の婚姻**をしていた場合（例：母がAとの婚姻中に子を懐胎したものの離婚し、Bと再婚した後に子を出産した場合）には、上記の規定では父性推定の重複が生じるので、それを回避するため、その子は、その**出生の直近の婚姻における夫の子**（前例ではBの子）と推定されます（同条3項）。



### (3) 嫡出否認

嫡出推定を否認するためには、必ず**嫡出否認の訴え**によらなければなりません（775条1項柱書）。嫡出否認の訴えについては、下表のとおり、否認権者・否認権行使の要件（774条）、被告（775条）、出訴期間（777条）が厳格に定められています。

#### 【嫡出否認の訴えの否認権者・否認権行使の要件・被告・出訴期間】

否認権者	否認権行使の要件	被告	出訴期間（原則）
父		子or親権を行う母	子の出生を知った時から3年以内
子 <sup>*1</sup>		父	出生の時から3年以内 <sup>*2</sup>
母	子の利益を害することが明らかでないこと	父	子の出生の時から3年以内
前夫 <sup>*3</sup>	子の利益を害することが明らかでないこと	父+子or親権を行う母	子の出生を知った時から3年以内

\*1 子の否認権は、親権を行う母・養親、未成年後見人が、子を代理して行使できる（774条2項）。

\*2 子と父の継続的な同居期間が3年を下回る場合、子は、21歳に達するまでの間、嫡出否認の訴えを提起できる（父の利益を著しく害する場合を除く。778条の2第2項）。

\*3 前夫は、子が成年に達した後は、嫡出否認の訴えを提起できない（同条4項）。

## 第1章 SECTION 3 親族法 親子

補足



2022（令和4）年改正は、無戸籍者問題を解消する観点から、嫡出推定・嫡出否認制度の見直しを行った結果、前記のような規定となりました（2024年4月1日施行）。

### (4) 推定の及ばない子

形式的には772条に該当する子であっても、夫の子でありえない事情がある場合には、**嫡出推定が排除**されると解されています。このような子を推定の及ばない子といいます。判例によれば、たとえば、夫婦の長期間の別居、夫の収監、行方不明、海外赴任などで、**夫婦間の性交渉がありえないことが外観上明白**な場合に嫡出推定が排除されます（最判昭44.5.29等）。

推定の及ばない子との父子関係を否定するには、嫡出否認の訴えではなく、**親子関係不存在確認の訴え**（人事訴訟法2条2号）によることになります。同訴えは、確認の利益のある限り、**だれでも、いつでも**、提起できます。

## 3 非嫡出子

### (1) 親子関係の成立

非嫡出子とは、**婚姻関係にない男女から生まれた子**をいいます。

母子関係について、条文上は、母の認知によることを予定していますが（779条）、判例は、**分娩の事実**により当然に発生するとしています（最判昭37.4.27）。

これに対して、父子関係は、**認知**により発生します。認知には、①父が自発的に自分の子であると認める**任意認知**と、②裁判により父子関係を強制的に確定する**強制認知**があります。

### (2) 任意認知の要件

- ① 意思能力があれば足り、**未成年者**や**成年被後見人**も、**法定代理人の同意を要することなく**、認知することができます（780条）。
- ② **成年の子**を認知するには、**その承諾**が必要です（782条）。
- ③ **胎児**を認知するには、**母の承諾**が必要です（783条1項）。なお、認知を受けた胎児が出生した場合において、772条によって子の父が定められるときは、胎児の認知は効力を生じません（783条2項）。
- ④ **死亡した子**でも、その子に**直系卑属がある**場合には、認知することができます（783条3項前段）、子の直系卑属が成年であるときは、その成年である直系卑属の承諾が必要です（同項後段）。
- ⑤ 認知は、**届出**または**遺言**によって行われることを要する要式行為です（781条）。

# INPUT

## 第1章

### 親 族 法

ただし、父が非嫡出子につき嫡出子とする（虚偽の）**出生届**を行った場合、この出生届は**認知届**としての効力を有します（最判昭53.2.24）。

#### (3) 強制認知

父が任意認知をしない場合、子、その直系卑属またはこれらの者の法定代理人は、**認知の訴え**を提起することができます（787条本文）。ただし、**父の死亡の日から3年**を経過すると、認知の訴えを提起することができなくなります（同条但書）。

なお、認知請求権は**放棄できない**ので（最判昭37.4.10）、たとえば、父が非嫡出子の母に金銭を給付する代わりに母が認知請求権を放棄する旨の契約は無効です。

#### (4) 認知の無効の訴え

- ① 認知者と子との間に**血縁上の親子関係が存在しない**場合、**認知の無効の訴え**を提起することができます（786条）。逆に、血縁上の親子関係が存在する限り、認知をした者は、その認知を取り消すことができません（785条）。
- ② 提訴権者は、(ア)子またはその法定代理人、(イ)**認知をした者（父）**、(ウ)子の**母**です（786条1項。なお、同項但書も参照）。
- ③ 出訴期間は、原則として、②(ア)(ウ)については認知を知った時から、②(イ)については認知の時から、**7年以内**です（786条1項）。ただし、子と認知をした者（父）の継続的な同居期間が3年を下回る場合、子は、21歳に達するまでの間、認知の無効の訴えを提起できます（同条2項本文。なお、同項但書も参照）。

#### (5) 認知の効果

認知によって、子の**出生時に遡って、法律上の父子関係**が生じます（784条本文）。もっとも、認知後も、子の**親権者は原則として母**です。父が親権者となるには、母との協議または家庭裁判所の審判が必要です（819条4項・5項）。

また、認知後も、子は**母の氏**を称します（790条2項）。父の氏に変更するには、家庭裁判所の許可を得て届出をすることが必要です（791条1項）。

#### (6) 準正

**非嫡出子**の父母が婚姻すると、その子は**嫡出子の身分を取得**します（準正）。準正には、①父が子を**認知**した後に父母が**婚姻**した場合（婚姻準正。789条1項）と、②父母が**婚姻**した後に父が子を**認知**した場合（認知準正。同条2項）があります。



## 【2023-24 過去問解きまくり！ 民法Ⅱ 訂正表】2024年03月08日現在

ページ	問題番号 タイトル	行数	誤	正	掲載日
77	問題 18	肢イ 2行目	債権者がすでに権利を行使している場合には	債務者がすでに権利を行使している場合には	2023/03/27 訂正
611	必修問題	肢4 2行目	夫が嫡出否認(774条)	夫(父)・子・子の母等 が嫡出否認(774条)	2024/03/08 訂正
618	【婚姻障害事由】 (表)	4行1 ~2列	再婚禁止期間とその内容	削除(※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため)	2024/03/08 訂正
618	ポイント	—	全文	従来、父性推定の重複を避けるため、女性は、前婚の解消・取消しの日から100日経過後でなければ再婚できないとする再婚禁止期間が設けられていました(旧733条)。しかし、2022(令和4)年民法改正が嫡出推定制度の抜本的な改正(セクション③「親子」のインプット参照)を行った結果、父性推定の重複がなくなったため、同改正は再婚禁止期間を廃止しました(2024年4月1日施行)。	2024/03/08 訂正
619	【婚姻の取消し】 (表)	4行1 列	再婚禁止期間内の婚姻	削除(※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため)	2024/03/08 訂正
619	【婚姻の取消し】 (表)	4行3 列	前婚の解消・取消しの日から100日間または女が再婚後出産する	削除(※2022〔令和4〕年民法改正により、再婚禁止期間が廃止されたため)	2024/03/08 訂正

			まで (746)	め)	
634	問題 189	問題文 2行目	(国税・財務・労基 2020)	(国税・財務・労基 2020 <u>改題</u> )	2024/03/08 訂正
634	問題 189	肢ア	全文	削除 (※2022 [令和 4] 年民法改正により, 再婚 禁止期間が廃止されたた め)	2024/03/08 訂正
634	問題 189	肢 1	<u>ア, ウ</u>	ウ	2024/03/08 訂正
634	問題 189	肢 2	<u>ア, エ</u>	エ	2024/03/08 訂正
635	問題 189	肢ア	全文	削除 (※2022 [令和 4] 年民法改正により, 再婚 禁止期間が廃止されたた め)	2024/03/08 訂正
635	問題 189	最終行	以上より, 妥当なもの は <u>ア, エ</u> であり	以上より, 妥当なものは <u>エ</u> であり	2024/03/08 訂正
640	ガイダンス	4 ~ 5 行	・推定の及ばない子 ・推定されない嫡出子	} ・推定の及ばない子	2024/03/08 訂正
641	必修問題	肢 3 2行目	(直系卑属が成年ならその承諾も必要。 783 条 <u>2</u> 項)	(直系卑属が成年ならその承諾も必要。783 条 <u>3</u> 項)	2024/03/08 訂正
652	問題 194	問題文 2行目	(国家一般職 2019)	(国家一般職 2019 <u>改題</u> )	2024/03/08 訂正
652	問題 194	肢ウ	全文	削除 (※2022 [令和 4] 年民法改正により, 婚姻 成立後 200 日以内に生まれ た子も, 嫡出子と推定 されることになったた め)	2024/03/08 訂正
652	問題 194	肢 1	<u>ア, ウ</u>	ア	2024/03/08 訂正

652	問題 194	肢 4	ア, <u>ウ</u> , オ	ア, オ	2024/03/08 訂正
652	問題 194	肢 5	イ, <u>ウ</u> , オ	イ, オ	2024/03/08 訂正
653	問題 194	肢イ	786 条は、「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる」と定めて、 <u>認知無効の主張を認めている</u> 。さらに、判例は、 <u>認知者が認知をするに至る事情はさまざまであり、自らの意思で認知したことを重視して認知者自身による無効の主張を一切許さない</u> と解することは相当でないとして、 <u>認知者は、786 条に規定する利害関係人にあたり、血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合でも、自らした認知の無効を主張することができる</u> としている（最判平 26.1.14）。	<u>改正前</u> 786 条は、「子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる」と定めて、 <u>認知無効の主張を認めていた</u> 。さらに、判例は、 <u>認知者は、786 条に規定する利害関係人にあたり、血縁上の父子関係がないことを知りながら認知をした場合でも、自らした認知の無効を主張することができる</u> としていた（最判平 26.1.14）。なお、2022（令和 4）年民法改正により、 <u>認知無効の出訴権者が、子または子の法定代理人、認知をした者、子の母に限定されたので</u> （786 条 1 項）、 <u>認知者自身が認知無効を主張できることが明確になった</u> 。	2024/03/08 訂正
653	問題 194	肢ウ	全文	削除（※2022〔令和 4〕年民法改正により、婚姻成立後 200 日以内に生まれた子も、嫡出子と推定されることになったため）	2024/03/08 訂正
654	問題 194	最終行	以上より、妥当なものはア, <u>ウ</u> , オであり	以上より、妥当なものはア, オであり	2024/03/08 訂正
657	問題 195	肢ア	772 条（ <u>記述イの解説参照</u> ）によれば、婚姻成立後 200 日以内に生まれた子は、妻が婚姻	<u>改正前</u> 772 条によれば、婚姻成立後 200 日以内に生まれた子は、妻が婚姻中に懐胎したという推定	2024/03/08 訂正

			<p>中に懐胎したという推定を受けず、夫の子であるという推定も受けない。したがって、<u>厳密には、このような子は非嫡出子であり、夫がこれを認知したときに準正によってはじめて嫡出子の身分を取得する(789条2項)ことになるはずである。しかし、わが国では、内縁が先行し、子が生まれる直前になって婚姻届が出されることも少なくないので、そのような子が嫡出子となるためには認知が必要であるという解釈は、実情に合わない。</u>そこで、判例は、<u>内縁関係が先行している場合には、婚姻成立後200日以内に生まれた子であっても、父の認知を要することなく、当然に嫡出子になるとした(大連判昭15.1.23)。</u>このような子は、<u>772条の推定を受けないが、嫡出子として扱われるので、推定されない嫡出子とよばれている。</u></p>	<p>を受けず、夫の子であるという推定も受けないが、判例は、<u>内縁関係が先行している場合には、婚姻成立後200日以内に生まれた子であっても、父の認知を要することなく、当然に嫡出子になるとしていた(大連判昭15.1.23)。</u>このような子は、<u>同条の推定を受けないが、嫡出子として扱われるので、推定されない嫡出子とよばれていた。</u>しかし、2022(令和4)年民法改正により、「<u>婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子</u>」は、<u>婚姻前に懐胎したものと推定され(772条2項前段)、「女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれた」子についても夫の子と推定される(同条1項後段)こととなった。</u>したがって、<u>婚姻成立後200日以内に生まれた子も、嫡出子と推定される。</u>もともと、本記述が妥当であるという結論に変わりはない。</p>	
657	問題 195	肢イ 1行目	婚姻の成立の日から <u>200日経過後</u>	婚姻の成立の日以後	2024/03/08 訂正
660	問題 196	問題文 2行目	(国家総合職 2021)	(国家総合職 2021 <u>改題</u> )	2024/03/08 訂正
660	問題 196	肢ア 1行目	婚姻の成立の日から <u>200日を経過した後</u>	婚姻の成立の日以後	2024/03/08 訂正

661	問題 196	肢ア 1行目	婚姻の成立の日から <u>200日経過後</u>	婚姻の成立の日以後	2024/03/08 訂正
665	必修問題	肢ア 3行目	(大連判昭 15.1.23)。	(大連判昭 15.1.23)。 なお、 <u>婚姻成立後 200日以内に生まれた子について、従来は推定されない嫡出子として扱われていたが、2022(令和4)年民法改正により、推定される嫡出子として扱われることになった(772条2項前段・1項後段)。</u>	2024/03/08 訂正
666	ミニ知識	—	旧 822 条では……削除されました。	旧 822 条は、親権者は 820 条による監護・教育に必要な範囲内で「その子を懲戒することができる」と定めていました。しかし、同条の懲戒権は、児童虐待の口実に使われることがありました。そこで、2022(令和4)年改正民法は、監護・教育をする親権者に、①子の人格を尊重すること、②子の年齢・発達の程度に配慮すること、③体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止を要求する規定(821 条)を新設するとともに、旧 822 条を削除しました。この改正は、同年 12 月 16 日に施行されました。	2022/12/26 訂正
675	章末 CHECK	A10	婚姻成立後 200 日以内に生まれた子は「 <u>推定されない嫡出子</u> 」という。	婚姻成立後 200 日以内に生まれた子も( <u>推定される</u> )嫡出子である(772 条 2 項・1 項)。	2024/03/08 訂正
675	章末 CHECK	A12	<u>妻は嫡出否認の訴えを提起することがで</u>	<u>嫡出否認の訴えは、夫(父)は子の出生を知つ</u>	2024/03/08 訂正

			<u>きない</u> (774 条・775 条)。	<u>た時から、妻(母)は子の出生の時から3年以内に提起しなければならない</u> (777 条 1 号・3 号)。	
--	--	--	---------------------------	--	--

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLEC公務員ホームページの『テキスト改訂・訂正情報』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。



れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

KL24079